貨物利用運送事業法(外国人国際第一種貨物利用運送事業(国際航空・外航海運))

1.案内情報

手 続 名:・外国人国際第一種貨物利用運送事業の廃止の届出

手 続 根 拠:・貨物利用運送事業法第 41 条

・貨物利用運送事業法施行規則第36条

手 続 対 象 者:・外国人国際第一種貨物利用運送事業を廃止した者

提 出 時 期:・外国人国際第一種貨物利用運送事業を廃止した日から 30 日以内

提 出 方 法:・外国人国際第一種貨物利用運送事業を廃止届出書を作成の上、総合政

策局複合貨物流通課へご提出下さい。

手 数 料 等:・なし

添付書類・部数:・添付書類はなし。

・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わ下さい。

申請書様式:・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。記載要領・記載例:・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

相 談 窓 口:・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。

受 付 時 間:・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。 申請書提出先:・別添「提出先一覧」をご参照ください。 連 絡 先:・別添「連絡先一覧」をご参照ください。